

平成29年1月

第1回臨時教育委員会會議

會議錄

平成29年1月9日開催

# 会 議 録

開催日時	平成29年1月9日（月）		午後0時30分 開会 午後1時21分 閉会
場 所	旭川市民文化会館 第5会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, 教育長職務代理者 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣	
	事務局 説明員	学校教育部長 田澤 清一 学校教育部次長 片岡 晃恵 学校教育部次長 山川 俊巳	
	事務局 職員	教育政策課課長補佐 佐々木 康成 教育政策課 阿部 由里夏	
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力に係る照会に対する回答について</li> <li>・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の懲戒処分（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>		

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成29年1月第1回臨時教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成28年11月定例教育委員会会議（平成28年11月4日開催）、平成28年11月第1回臨時教育委員会会議（平成28年11月10日開催）及び平成28年12月定例教育委員会会議（平成28年12月21日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年11月定例教育委員会会議、平成28年11月第1回臨時教育委員会会議及び平成28年12月定例教育委員会会議の会議録については、調整後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の懲戒処分（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の懲戒処分（臨時代理）について」は、秘密会といたします。</p>
山川学校教育部次長	<p>議案第1号「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力に係る照会に対する回答について」、説明願います。</p> <p>議案第1号「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力に係る照会に対する回答について」、説明します。</p> <p>本件は、文部科学省初等中等教育局長名で北海道教育委員会を通じ、平成29年度調査への参加及び過年度調査結果の公表・貸与の協力について照会があり、それぞれ1月10日と同月17日までに回答を求められていることから、本日の教育委員会会議において御協議いただいた上で回答しようとするものです。</p> <p>議案書11ページを御覧ください。平成29年度の本調査は、この資料に示された内容で、4月18日に実施されます。</p> <p>次に、議案書15ページを御覧ください。本調査に関する実施要領では、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限であることや、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であることなどといった調査結果の取扱いについては、これまでと変更はありませんでした。しかしなが</p>

ら、平成28年度の調査に関する実施要領から、新たに規定された点があるなど、5つの変更点がありました。

1つ目は、調査結果の個票データ等を大学等の研究者や国等の行政機関の職員に公表・貸与すること。2つ目は、小学校調査の結果を中学校に送付できること。3つ目は、保護者に対する調査を実施すること。4つ目は、文部科学省が、従来から調査結果を公表している都道府県に加え、指定都市の調査結果も公表すること。5つ目は、調査の対象に公立大学法人が設置する学校が追加されたことです。

この度の照会は、本調査への参加と過年度調査結果の公表・貸与の協力の2点について回答が求められており、参加については、議案書3ページの様式1、協力については、議案書4ページの様式4において、回答することとなっております。

本調査への参加に関わり、先ほど説明した5つの変更点のうち、2つが御審議いただく上で必要となることから、まず、変更点の1つ目、個票データ等の公表・貸与と、2つ目、小学校調査結果の中学校への送付について説明します。

1つ目、個票データ等の公表・貸与についてです。議案書20ページ上段のイの（ア）において、文部科学省は、本調査の実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究者や国の行政機関等の職員に貸与し、施策の推進等に活用できるとされています。その際、文部科学省は、ガイドラインに示されたように、匿名化の度合いに応じた3段階のデータの公表・貸与を検討していくこととしています。そのうち、パブリックユースデータ及び匿名データについては、いずれも無作為抽出であり、都道府県名を含む地域情報等が匿名化されているため、児童生徒個人、学校、設置管理者を特定することは困難とされており、最も匿名化の度合いが低い個票データについては、学校や設置管理者等の同意なく、学校や設置管理者等の名称や、それが特定できるような分析結果を公表されることはないと示されております。平成29年度の本調査に参加した場合には、調査対象の児童生徒が、新たに規定された個票データ等の公表・貸与の対象となります。

2つ目、小学校調査結果の中学校への送付についてです。議案書20ページ中段のイの（イ）及び（エ）を御覧ください。（イ）では、各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、小学校調査の結果等について学校間での情報提供を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができると示されております。ただし、その際には、「児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること」、又は、「その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法」のいずれかの方法によることとなっております。

本市においては、本調査の開始当初から旭川市個人情報保護条例第4条に該当する個人情報取扱事務として調査を実施しております。小学校調査の結果を中学校へ送付すると想定した場合は、同条例第6条第1項「実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えた実施機関の保有する個人情報の利用又は実施機関以外のものへの提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」、同項第1号「本人の同意があるとき。」、同項第2号「法令等に定めがあるとき。」の規定に基づき実施することとなります。本条例を所管する市民活動課に確認したところ、小学校調査の結果を中学校へ送付することについては、児童の保護者から同意を得ることにより、また、法令等に定めがあるときは、同条例に基づいた必要な措置を講じたことと判断されるとの助言を得たところです。また、（エ）では、文部科学省においては、平成32年度の中学校調査を実施する際に、生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを

中学校が回収することにより、同一児童生徒の小学校調査と中学校調査の結果について分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供すると示されております。なお、本調査では解答用紙に自分の名前は記入せず、それぞれ割り当てられた個人票コードを記入することとなっております。

本日お諮りする1点目として、これら2つの変更点を加えた、平成29年度全国学力・学習状況調査への参加について、御審議いただきますようお願いいたします。

次に、本日お諮りする2点目として、過年度調査結果の公表・貸与の協力について説明します。議案書4ページの様式4を御覧ください。議案書6ページのガイドラインに示された、匿名化の度合いに応じた3段階のデータについて、それぞれ、平成19年度から平成28年度の小学校調査及び中学校調査の個票データ等の貸与等に協力するか、協力しないかについて、照会がありましたので、このことについても併せて御審議いただきますようお願いいたします。

これらのことを踏まえ、平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力の2点につきまして、御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

なお、最後になりますが、本調査は、災害等で実施できない場合などを除き、現状、全国全ての公立学校が参加しております。今後は、本調査への参加等の可否に係る照会については、今回のように実施要領に大きな変更点等があるなど、御審議いただく必要が生じた場合を除き、本調査には参加する旨、教育長までの決裁後に事務局において回答し、教育委員の皆様にご報告させていただきたいと考えていることから、このことについても併せて御協議いただきますようお願いいたします。

教 育 長

議案第1号「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力に係る照会に対する回答について」です。まず、調査への参加について、新たに規定された変更点として、調査結果の個票データ等を大学等の研究者や国等の行政機関の職員に対し公表・貸与すること、また、小学校調査の結果を中学校に送付できることについて、御意見、御質問等がありますか。

山川学校教育部長  
杉 山 委 員

全国では、参加していない市町村はないということですね。

現時点では全ての公立小・中学校が参加しています。

調査結果がいろいろな形で以降の教育行政の参考になっているということから言えば、国を挙げて取り組んでいることですし、そういった機会を積極的に活用した方がいいと思いますので、是非、参加すべきだと思います。

本 田 委 員  
教 育 長

参加するというのでいいと思います。

本調査への参加については、実施要領の変更点を踏まえた上で審議することとなりますが、変更点の1つである小学校調査の結果を中学校に送付することについて、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員

現在、市内で小中連携・一貫教育に取り組んでいる以上、小学校の調査結果が中学校に送付されなければ、連携の一つが取れないということになりますので、保護者の同意を得て行った方がいいと思います。パブリックユースデータ・匿名データ・個票データを公表・貸与するデータの範囲は選べますか。

教 育 長  
滝 山 委 員

はい。選べます。

個票データは全てを公表・貸与するというので、それ以外は、ある程度匿名性があるということですね。個票データは、地域情報も公表・貸与されるということですから、そこまで必要なかどうかということになると、少し考えてしまいます。

杉 山 委 員

パブリックユースデータや匿名データの公表・貸与については問題ないと思います。文部科学省が中心となって行っていることについて、データ分析したいという趣旨からも、それに対する反対はないです。また、個票

教 育 長	<p>データの公表・貸与についても，文部科学省は公表段階で個人データが流出するようなことはないようにしますと保証しています。そういうことであれば，問題はないのではないかと思います。信用するしかありません。</p> <p>個票データを公表・貸与する場合も，保護者の同意を得るとい形になりますか。</p>
山川学校教育部次長	<p>個票データの公表・貸与については，教育委員会の判断であると示されております。研究者側には，学校名や設置管理者名などの情報を一定期間貸与することになります。</p>
杉 山 委 員	<p>保護者の同意などを得なくてもいいということですね。</p>
山川学校教育部次長	<p>そのように示されております。</p>
教 育 長	<p>小学校のデータを中学校に送付するときは，保護者の同意がいるということですね。</p>
山川学校教育部次長	<p>そのことも含め，旭川市個人情報保護条例に沿った形で取り扱うことになります。</p>
杉 山 委 員	<p>市を挙げて小中連携・一貫教育を進めようとしているときに，保護者からの同意を，わざわざ1件1件もらうというのは，実務的にはなかなか大変なことだと思います。学校や先生方からすれば，そういった情報についても連携して，小学生のときはどうだったのか，今はどうなっているのかということ进行分析したいと思いますが，現実的には，なかなか難しいのではないかと思います。</p>
山川学校教育部次長	<p>市民活動課に確認したところ，旭川市個人情報保護条例第6条に規定する目的外利用及び外部提供に当たるおそれがあるとのことですが，保護者の同意を得れば大丈夫ではないか，また，その方法も1件1件ということではなく，不同意の場合は，学校に申し出てくださいというような形でもよいのではないかと思います。</p>
教 育 長	<p>40ページ一番下に個人情報保護条例の解釈(例)がありますが，旭川市個人情報保護条例も同じような体系になっていると思います。「①条例第8条では，個人情報の取扱い事務の目的を超える利用・提供を禁じている。②当該事務の目的は，児童生徒の学力向上・学習状況の改善である。③小学校から中学校へのデータ送付の目的は，②に該当する。」とあり，目的外利用ではないという解釈になっています。</p>
山川学校教育部次長	<p>旭川市の場合は，目的を超えるという判断になるようです。</p>
教 育 長	<p>この解釈は通用しないということですね。</p>
山川学校教育部次長	<p>そうです。あくまでも，解釈(例)であり，旭川市の場合は，同条例に基づいた対応が必要になるとのことです。</p>
学校教育部長	<p>文部科学省としては，こういう解釈を進めてほしいという希望的な提示をしていますが，一つ一つの条例は，各自治体が制定するものです。本市の場合は，個人情報の保護という部分については，実例が重なっていることもあり，手厚くなっていますので，こういうような例示が急に出てきたからといって，便乗するということにはなりません。今までのいろいろなケースとの兼ね合いの中で，市民活動課は，児童生徒の同意は必要ないけれども，保護者の同意は必要だと判断しているのだと思います。ただ，その方法については，1件1件行うのではなく，何かあれば申し出てくださいというような形で，運用上の工夫については，詰めなくてはならないと思っています。</p>
滝 山 委 員	<p>小学校から中学校に進学する際には，指導要録など引継ぎをする書類がありますよね。その中に記入するような内容なのではないのでしょうか。学習の記録も記載されるのですから，そのうちの 하나가，全国学力・学習状況調査の結果だという解釈にはならないですか。</p>
学校教育部長	<p>そのような解釈もできると思います。</p>
本 田 委 員	<p>市が指導要録の中に記載する項目として定めれば，保護者の同意を得るということを行わなくてもいいと思います。同意を得る方法について，工</p>

山川学校教育部次長	<p>夫をしていただくことが何よりだと思います。保護者が答えやすいような、大多数を取れるような方法にしないといけないと思います。</p> <p>小学校指導要録へ記載して連携を図る方法についても、他都市の状況等を調査するなどして、方法の一つとして検討したいと思います。</p>
教 育 長 近 藤 委 員	<p>また、本調査を行う際に、各学校から保護者に対して実施に関わる文書を出しています。その文書の中で、この内容について触れてもらい、不同意の保護者の方がいたときには、学校に申し出てくださいというような形で進めても問題ないか市民活動課に確認したところ、そのような対応でも必要な措置は取れているのではないかとということでした。</p>
山川学校教育部次長	<p>調査を受ける前に確認するということですね。</p> <p>小学校の調査結果を中学校に送付するというのは、小学校のときの学力と中学校での学力を比べて、どのくらいの学力になっているのかといったデータを集めたいからだだと思います。分析結果は児童生徒に提供してもらえるのでしょうか。学校には送られてきますよね。</p> <p>今回の通知等では、そこまでは言及していませんが、学校までということとは示されておりまして。議案書39ページの文部科学省通知（別紙1）連携に関するQ&amp;A、Q1「各生徒に返却することができる分析内容にはどのようなものが含まれますか。」では、「具体的には今後検討していきます。」となっています。「例えば」ということにとどめているので、個々の児童生徒に分析結果が戻ってくるのかどうかについては、現時点では分からない状況です。</p>
近 藤 委 員	<p>保護者や児童生徒の手元に戻ってくるのか、戻ってこないのかは別として、例えば、小学校のときはすごく算数ができた子どもが、中学校3年生の時点で、数学の学力が落ちているとしたら、その間に、何かつまづくポイントがあったり、先生の教え方の問題などといった要素が関係していると思います。各学校の先生方が個別にそういうことを検討し、対応することができるような資料になれば、保護者側としては賛成です。この結果を踏まえて、何をしたいのかということによります。学校で役立ててもらおうということであれば、とても良いと思います。</p>
山川学校教育部次長	<p>個々の子どもに手厚く対応するということが一番求められているのだと思います。</p>
教 育 長	<p>条例の解釈に関わる問題などもありますが、個人情報が出ないように一定の手立てをした上で参加していく。それから、小学校調査の結果を中学校へ送付することについては、小中連携・一貫教育を進めている立場から言うと、とても有益なデータ資料になると思います。</p>
本 田 委 員	<p>研究成果等の公表とありますが、その研究内容というのは、実態がまだありません。有識者会議で認められた研究に関して、これから研究を行うために、資料として提供してほしいということですが、有識者会議で認められた研究というのは、どのような研究なのだろうかと思います。国立教育政策研究所で行っているような研究であれば、このようなことをしなくても既に取り組んでいます。どこかの大学の先生が、自分の研究のために必要だからということにならないよう、きちんと精査をしていただきたいと思います。全国学力・学習状況調査の主たる目的は、日本の子どもたちの学力の状況を知るための調査であったと思います。</p>
教 育 長	<p>実際にどのくらいの頻度でそういった依頼が来るのかということとは分からないのですか。</p>
山川学校教育部次長	<p>分かりません。どのような内容なのかということについても分かりません。</p>
教 育 長	<p>個票データなどは、教育委員会の同意が必要になります。市教委としては、危機管理上、その情報については、公表・貸与することはできないといった判断を行うことはできますか。</p>
山川学校教育部次長	<p>内容に応じて、そういった精査や判断を行う場面が出てくるとと思います。</p>

滝山委員	調査結果を活用した研究内容は、主題が決まったときに、再度、確認がくるということですか。それとも、一度、このデータは公表してもいいですと言えば、知らないうちにいろいろなところで使われるということですか。
山川学校教育部次長	同意なく公表されることはないということが示されており、既に公表されている内容については、使うことが可能のようです。
教育長	使うときに、前もって聞いてくるのですか。
山川学校教育部次長	例えば、学校名ですとか、旭川市教育委員会という名称、あるいは個別データが特定できるような結果の公表は、市教委の同意なく公表されることはないと示されており、
教育長	使うのは使うけれども、同意なく公表はしないということですね。
山川学校教育部次長	はい。その際、児童生徒の氏名は番号に置き換わっているの、公表・貸与するデータの範囲がどのようになって、それが誰かというのは分からないようになって示されており、
教育長	それでは、まず、平成29年度全国学力・学習状況調査への参加については、個票データ等の公表・貸与や小学校の調査結果を中学校に送付することなどといった変更点があるということ踏まえ、参加すると回答することで御異議ありませんか。
各委員	異議ありません。
教育長	次に、過年度調査結果の公表・貸与の協力について、御意見、御質問等がありますか。
本田委員	教育に関する調査は、単年度のデータのみでは研究が進まない、当然必要となるデータだと思います。次年度分については認めるけれども、過年度分については認めないということは、道理的にも合わないと思いますので、仕方のない道筋ではないかと思っております。
教育長	それでは、過年度調査結果の公表・貸与の協力については、協力すると回答することで御異議ありませんか。
各委員	異議ありません。
教育長	それでは、議案第1号「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力に係る照会に対する回答について」は、参加及び協力すると回答することで御異議ありませんか。
各委員	異議ありません。
教育長	「異議なし。」と認め、議案第1号「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力に係る照会に対する回答について」は、参加及び協力することに決定します。 なお、事務局からの説明の最後にありました次年度以降の本調査への参加に関わる照会についてですが、大きな変更点等がなく、教育委員会会議での審議が必要と考えられないと事務局が判断した場合は、参加する旨、事務局において回答することとしたいと思っておりますが、いかがですか。
杉山委員	いいと思います。ただ、個票データを使った研究が実際どういうふうに進められるのかということは、全く分からない話ですので、そのウォッチングをしっかりと行っていただきたいと思っております。
教育長	他に御意見、御質問等がありますか。
各委員	ありません。
教育長	それでは、今後の本調査への参加に関わる照会については、大きな変更点等がなく、教育委員会会議での審議が必要と考えられないと事務局が判断した場合は、参加する旨、事務局において回答することといたします。
	《 そ の 他 》
教育長	他に、何かありますか。
各委員	ありません。
事務局職員	ありません。

教 育 長

《 秘 密 会 》

ここからは，秘密会といたします。

【以下，非公開】